（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

様式第４号（第３条関係）

（表　面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

［　　］年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名

住　所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①裁定	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	［　　］年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
②払渡しを受け望する方法及び機関	ア　口座振込	銀行　本店 金庫　支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ　送金支払	銀行　本店 金庫　支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意
１　「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。
２　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
３　②の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。
　なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。
４　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。
　郵便番号１００－８９７４
　警察庁長官官房教養厚生課長
５　この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。

改正前

様式第４号（第３条関係）

（表　面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

［令和］　年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名

住　所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①裁定	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	［平成・令和］　年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
②払渡しを受け望する方法及び機関	ア　口座振込	銀行　本店 金庫　支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ　送金支払	銀行　本店 金庫　支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意
１　「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。
２　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
３　②の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。
　なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。
４　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。
　郵便番号１００－８９７４
　警察庁長官官房給与厚生課長
５　この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。